

《投票場所のご案内》4月10日の投票日には投票に行こう!!

《小郡第1》小郡小学校体育館
東町、上町、中町、下町、新町、駅前、開1

《小郡第2》シルバー人材センター
開2、寺福童、西福童、東福童

《小郡第3》人権教育啓発センター
大崎、小坂井1、小坂井2

《大原第1》大原小学校体育館
大坂井1、大坂井2、大保

《大原第2》大原中学校体育館
中央1、中央2、緑、中学前

《東野》東野小学校体育館
大原、東野、西島、大保原

《三国第1》三国校区公民館
横隈、力武、新島、古賀(三国が丘1丁目を除く)、三沢(苅又地区を除く)

《三国第2》小郡高校セミナーハウス
津古、みくに野団地、古賀(三国が丘1丁目)

《三国第3》のぞみが丘小学校体育館
希みが丘、美鈴が丘、三沢(苅又地区)

《三国第4》三国が丘公民館
三国が丘1、三国が丘2

《立石》立石校区公民館
立石小学校区全域

《御原》御原校区公民館
御原小学校区全域

《味坂》味坂校区公民館
味坂小学校区全域

◎問い合わせ先
市選挙管理委員会
☎72-2111
(内線622)



福岡県知事・県議会議員一般選挙

投票は4月10日(日)/午前7時～午後8時

☆投票所入場券(はがき)

投票所入場券は、個人ごとに郵送します。投票には自分の投票所入場券をお持ちください。
※平成23年3月22日以降に市内間の転居届を出した人は、前の住所地の投票所での投票となりますので、投票所入場券の投票場所を確かめて投票してください。

☆期日前投票および不在者投票

◆期日前投票

投票日の当日に仕事や投票区外へ外出する用事がある人、病気や妊娠などで歩行が困難であると予想される人などは、期日前投票ができます。

- * 期間 ○県知事選挙 3月25日(金)～4月9日(土)
○県議会議員選挙 4月2日(土)～4月9日(土)

* 時間 午前8時30分～午後8時

* 場所 小郡市役所北別館1階 中会議室

* 持参するもの 入場券または入場券が届いていなければ本人と確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)

◆指定病院、施設などにおける不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所している人で、不在者投票事由に該当する人は、それぞれの施設の管理者に申し出て施設で投票することができます。

◆滞在地における不在者投票

投票日当日または期日前投票期間中に出張や旅行などで投票できない場合は、その滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。事前に市選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆郵便等による不在者投票

郵便等投票ができる人は、「身体障害者手帳」か「戦傷病者手帳」または「介護保険被保険者証」の交付を受けていて障害等の程度が次のとおりの人です。なお、郵便等投票するためには郵便等投票証明書が必要です。該当する人は早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

① 身体障害者については

| 障害 | 1級 | 2級 | 3級 |
|-----------------------|----|----|----|
| 両下肢、体幹、移動機能 | ○ | ○ | — |
| 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 | ○ | — | ○ |
| 免疫、肝臓 | ○ | ○ | ○ |

② 戦傷病者については

| 障害 | 特別項症 | 第1項症 | 第2項症 | 第3項症 |
|---------------------|------|------|------|------|
| 両下肢、体幹 | ○ | ○ | ○ | — |
| 心臓、じん臓、呼吸器、直腸、小腸、肝臓 | ○ | ○ | ○ | ○ |

③ 要介護者については

介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人

※自分で投票用紙に記載できない人(身体障害者手帳の上肢または視覚障害が1級、戦傷病者手帳の上肢または視覚障害が特別項症から第2項症までの人)は代理人(あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人)に記載させることができます。

